

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)
評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所在地	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
評価実施期間	平成27年3月5日～27年3月6日
評価調査者番号	第06 - 040号
	第12 - 009号
	第06 - 039号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 画図保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 清田 典子	開設年月日： 昭和 45年 7月 1日
設置主体： 社会福祉法人はちす福祉会 経営主体： 社会福祉法人はちす福祉会	定員： 90名 (利用人数) (99名)
所在地：〒862 - 0960熊本県熊本市東区下江津2丁目2 - 1	
連絡先電話番号：096 - 378 - 4756	F A X 番号：096 - 378 - 4813
ホームページアドレス	http://ezuhoikuen.wix.com/kumamoto

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> 産休明けから就学前までの保育 特別保育事業(障害児保育、延長保育、一時保育【自主事業】) 地域活動事業(世代間交流、異年齢児交流、育児講座) 園庭開放 出前保育 子育て支援センター 	入園式 はじめましての会 保護者面談 芋の苗植え お見知り遠足 草スキー 幼年消防団結式 健康診断 歯科検診 プラネタリウム見学 おはなし会 プール開き七夕会 夏祭り そめん流し 江津湖探索 ボディペインティング 体育発表会 空港見学 お泊り保育 新幹線見学 ハロウィンパーティ 給食バイキング 図書館で本を読もう 芋掘り遠足 校区探索 消防署見学 お店屋さんごっこ もちつき大会 クリスマス会 保育発表会 健軍神社に初詣 伝承遊び 節分 人形観劇 ひな祭り会 小学校との交流会 高齢者施設訪問 卒園式 誕生会(毎月) 身体測定(毎月) 避難訓練・交通安全指導(毎月)
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄筋コンクリート2階建 保育室 乳児室 ほふく室 調乳室 沐浴室 シャワー室 一時保育室 子育て支援・相談室 遊戯ホール 調理室 洗浄室 下洗室 食品庫 事務室 医務室 園長室 ロッカー室 子どもトイレ 職員トイレ 身障者トイレ 屋上トイレ	園庭 砂場 プール 海賊ブランコ 滑り台 鉄棒 ローターシーソー はんとう棒 ジム サンタマリアミニ からくり時計 たのしいぞう(滑り台) トランポリン 屋上 乳児専用テラス 遊び場スペース(室内) 送迎用 駐車場 倉庫

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	14	5
主任保育士	1		幼稚園教諭	12	4
副主任保育士	1		社会福祉主事	2	1
保育士	11	5	介護福祉士		1
調理員	2	1	ヘルパー2級	1	2
用務員		1	レクリエーションインストラクター	1	
			幼児体育2級指導員		1
			看護師	1	
			栄養士		1
			調理師	1	
合 計	16	7	合 計	32	15

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

I. 身近な自然環境や行事・地域との交流等の体験を生かした保育が展開されています。

熊本市東区の最南西部に位置し、北東部には江津湖があり、子ども達の自然学習の場として活用されています。国道沿いは大型ショッピングモールや住宅化が進み、校区中央部や南部には田園地帯が広がっているといった新しい風景と昔ながらの風景が調和した地域です。ボランティア活動などへの参加も積極的に行われており、春には「れんげ祭り」、夏には「夏祭り」、秋には「大綱引き」、冬には「どんどん焼き」などの地域行事も盛んで保育園を含む各種団体等が一体となって行事に取り組まれています。行事の際には、木を使っての火起こしや弓矢の制作、木に登るなどの体験ができ、ザリガニやミノムシの飼育なども行われています。また、異世代交流や社会体験の中で、子どもたちの思いやりや優しさの心を育てる保育活動が展開されていることもうかがい知ることが出来ます。

II. 食育への積極的な取り組みが見られます。

仕入れ先の業者と打ち合わせながら、地域の食材や旬の食材を積極的に使用し、子どもたちへ安心安全な食事の提供を心がけられています。また、約500坪の畑でさつまいもやその他の野菜を子どもたちと一緒に育てられており、稲作も行われています。メニューは、季節感のある食材を使用したものや行事食などが提供されており、食材への関心が深まるように、昼食時には給食の先生による食材の説明なども行われています。おやつは、できるだけ手作りを心がけ、子どもたちと一緒に作る機会も設けられています。気候が良い時には、戸外で食事を楽しむこともありますが、最近は大気汚染の影響もありランチルームでの給食バイキングや、部屋の雰囲気作りなどの工夫が行われています。食器にも配慮されており、環境に優しくて持ちやすい形のものを選定されています。また、食育掲示板も設置され、子ども達が毎日食べる給食の献立の食材とその働きを解りやすく掲示されており、親子クッキング(手作りおやつ)や試食会を通して食の大切さを保護者にも伝える機会も設けられています。ランチルームより調理室を見ることが出来るなど食事の大切さや、作ることの楽しさを学びとれるように食育活動が展開されていることもうかがえます。

III. 委員会活動を通じて、サービスの質の向上が組織的に進められています。

当保育園には、職員会議やケース会議のほかに、質の向上委員会や業務改善委員会、広報委員会、個人情報管理委員会、各種安全管理委員会など多種多様な委員会が設置され、体系的な質の向上への取組が展開されています。各委員会は、園長や主任保育士を中心に体系化されており、それぞれの委員会の目的に沿った提案や検討が繰り返し行なわれています。当該第三者評価受審に向けてもその機能は大いに発揮されており、各種マニュアルの整備や見直し、安全・災害対策、保護者の意向調査、業務の効率化、情報発信など、様々な活動が展開されていることを知ることが出来ます。各種会議や委員会活動を通じて職員の参画意識も高まっており、組織全体で質の向上に取り組まれていることは、今後の保育園運営にも大きなプラス効果をもたらすことが期待できます。

改善を求められる点

I. 会議録や研修の記録等の整備について更なる工夫を期待します。

子どもに関する記録等に関しては、丁寧に見やすく整理されています。しかし、会議録や研修の記録の整理については、残されてはいるものの振り返り際などの分かりやすい工夫は今後の課題と言えます。記録の持つ意味合いや、目的などを十分に踏まえて、組織内ではもちろん、第三者(外部の者)にも読みやすい記録の整備や管理を期待します。

II. 当該第三者評価への継続的な取組を期待します。

当保育園での当該第三者評価への取組は今回が初めてです。受審に向けて自己評価や利用者満足度調査に繰り返し取組まれ、委員会活動など組織的な改善活動が展開されてきたことが、様々な記録や資料から読み取れます。今回の取組を是非継続され、次のステージに向けて更に飛躍されることを期待すると共に、その実現のために当該評価受審への継続的な取組を期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H27.4.21)

今回、第三者評価を受審したことで保育全般を見直す良い機会となりました。委員会を設置することで職員が主体となり、質の向上に向け学び合う時間も出来ました。共通理解ができたことで、一人ひとりの意識が園の質の向上にも繋がったと実感しています。今回の受審は、私たちにとってスタートだと考えています。この取組みを継続して行くことで、日々の保育の見直しはもちろんですが、園の強みを引き出せる保育、また、弱みを改善できる保育に繋がると考えています。子ども達のキラキラと輝く目を育てる保育に反映していけるように新たな目標に向かい職員一丸となって取り組み、これからも、定期的な受審ができるように質の向上を目指して行きたいと思っております。このような貴重な機会を頂いたことに感謝しています。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 1 理念・基本方針</p>	<p>法人及び保育園の理念・基本方針は、設立当初から組織内において大切にされてきたものです。保育園の理念及び基本方針は、今回の当該第三者評価受審を機に、以前からあるものを見直され、現在の形に再構築されています。特に基本方針については、保育・経営・人材・安全・地域の5本柱で整理されており、保育園運営を網羅した特徴的な取組と言えます。</p> <p>理念・基本方針はホームページやパンフレット、園のしおり、保育マニュアルに掲載されており、保育園内外に向けて周知が図られています。また、人事考課や利用者アンケートなどにより、その周知状況の確認も行なわれています。園内掲示や配布のほか、地域に向けても情報を発信されており、地域における各種会議や連絡会などでも説明されています。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>理念の実現に向けた中・長期計画については、基本方針として整理されている5本の柱ごとにビジョンが掲げられ、ビジョンと現状とのギャップ分析に基づく3年間の計画が策定されています。その策定に当たっては、職員会議で検討が重ねられており、単年度の事業計画と共に職員への周知状況も良好です。また、保護者に対しても配布・説明が行なわれ、園内にも掲示されています。事業計画の実現に向けて各種委員会も発足され、計画の実現に向けた活動が展開されています。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は、職員との協力体制を築きながら、春の職員会議において自らの役割と責任について表明されており、役割分担表や各種組織図等にも明示されています。園長自ら安全管理委員会の委員長を務め、有事の際の役割と責任についても果たされていることがうかがえます。そのことは、各種防災訓練の計画や記録からも読み取れます。</p> <p>遵守すべき法令等に関しても、各種会合や研修等において最新情報が入手され、保育マニュアル等へ明示した上で職員への周知が図られています。</p> <p>質の向上や業務改善に関しては、当該第三者評価基準を用いて評価・分析に取り組みされており、各事業計画により課題等を明確にした上で、自ら委員会の委員長を務め改善活動に取り組まれています。</p>
<p>評価対象 1 経営状況の把握</p>	<p>新聞や業界専門誌、厚生労働省や地方行政による説明会、業界団体の会合や会議、研修会などにより社会福祉事業全体及び保育事業の動向を把握され、子育て支援センターや地域の会合、行政情報により地域の特徴や変化、ニーズの把握にも努められています。その中で、一時保育事業の充実や学童保育事業の実現などに向けた計画が策定され、取組が進められていることもうかがえます。</p> <p>経営状況に関しては、月次による予算執行状況の把握などが行なわれており、職員の処遇改善や光熱費の管理などに取り組まれています。</p> <p>外部監査については、外部の会計の専門家(税理士法人)により会計処理の合法的かつ適正に行われているかの精査や内部統制制度の検討などが行なわれており、指摘や指導に基づく改善にも取り組まれています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>人事に関する方針は、基本方針に謳われており、中・長期計画の中で理念の実現に必要な人材に関するプランが確立されています。職員に求める専門性についても明確にされており、発達支援コーディネーターや子ども環境管理士、社会福祉施設長資格の取得など計画に基づく取組も見られます。</p> <p>人事考課については、評価基準等が明記された規程に基づいて運用されており、人事考課表に基づく自己評価や上司評価に取り組まれ、面接によるフィードバックも行なわれていることが、人事考課面接シートから読み取れます。人事考課は年に2回実施されており、その結果は職員個々人の教育計画にも反映されています。</p> <p>職員の就業状況や福利厚生についても、職員の意向や希望が個人面談や各種会議、職員アンケートなどにより把握され、計画的な有給休暇取得の推奨や、共済制度への加入も見られます。また、保育マニュアルにも内外の相談窓口が明示され、活用が促されています。</p>

	<p>職員の教育・研修に関する基本的な考えや方針は、基本方針や教育研修規程から読み取ることができます。必要な資格や専門性などについては、各計画に明示されています。職員一人ひとりの教育・研修計画については、人事考課の仕組みと連動しており、職員の知識や技術水準などを把握した上で目標が設定され策定されています。また、自ら学ぶ姿勢を大切にされており、本人の意向や希望も踏まえて評価・見直しも行われています。</p> <p>実習生の受入れに関しては、マニュアルが整備されており、マニュアルに基づく受入が行われています。実習内容全般を計画的に学べるようにプログラムが整備されており、養成校のねらいや実習生本人の希望、保育園として学んで欲しいことを踏まえた上での実習受入れが行われています。</p>
3 安全管理	<p>リスクの種類(災害・防犯・保健衛生・給食衛生・怪我・事故等)ごとに委員会が設置され、園長を委員長としての活動が展開されています。また、委員会により各種安全管理マニュアルが整備されており、会議や園内研修等において職員への周知が図られています。感染症やPM2.5、不審者に関する保護者への情報提供については、ホワイトボードや掲示板が活用されています。災害に関しても防災ラジオが設置され、災害時の食料や備品類についても3日間を想定した備蓄が行われています。園舎が新しく耐震構造のため、近隣の住民の避難場所となることも想定されており、消防署や警察と連携した防災訓練にも取り組まれています。子どもの安全を脅かす事例は、ヒヤリハット報告書などで収集され、事故防止のためのチェックリストやヒヤリハットマップなどに反映し、安全管理に努められています。また、リフトや電気などは、専門業者による保守点検を定期的に受けられています。</p>
4 地域との交流と連携	<p>地域と子どもたちの交流に関する当保育園の基本的な考え方は、基本方針や保育課程から読み取れ、園庭開放や小学校との交流、地域行事(お祭りなど)への参加などに取り組まれています。また、お散歩マップを作成し地域の社会資源を明確化され、職員に周知した上で活用が図られています。</p> <p>事業所が有する機能の地域への還元については、園庭開放や育児相談、出前保育のほか、離乳食や救急法・歯に関する講演会を催すなど様々な取組が行なわれており、併設の子育て支援センターや区の保健師とも連携しながら積極的に活動されています。災害時の地域の避難場所としての準備も進められています。</p> <p>ボランティアに関しては、地域との交流の機会の一つと捉え積極的に受入が行なわれており、受入れに関するマニュアル等を整備し、「絵本の読み聞かせ」や「囲碁の指導」などのボランティアが受入れられています。</p> <p>地域の社会資源については、リスト化されマニュアルと共に周知が図られています。保護者に対しては、掲示板にポスターやチラシを掲示して、情報提供に努められています。</p> <p>併設の地域子育て支援センターや校区の子育てネットワーク会議、幼保小中連絡会議等での連携が見られ、子どもの育ちを地域全体で支えていく活動に積極的に取り組まれていることもうかがえます。その中で得られた地域の子育てニーズなどを基に、一時預り保育事業や講演会、育児相談、出前保育の充実などについて各計画に反映し、その実現を目指した活動が展開されています。</p>
評価対象 1 利用者本位の福祉サービス	<p>「家庭的な雰囲気の中で、思いやりのある気持ちもてるように、また心身ともに強くたくましい子どもに成長できるように、子どもの健康と安全を基本にして保護者と地域社会の協力のもと保育を実践します。」という保育方針に沿って、子どもの人権や主体性を尊重した保育が実践されています。人権保育研修も受講され、保護者にもお便りやポスター掲示などにより理解を促されています。性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮することや、プライバシーの保護についても保育マニュアルに明示されており、職員への周知が図られています。また、トイレについても外から見えないよう設備面において工夫が見られます。定期的な保護者向けのアンケート(年2回)も実施されており、結果の分析や改善策などについても保育園のエンタランスに掲示され、情報提供に努められています。利用者からの意見や苦情解決の仕組みについても、受付窓口や苦情解決責任者、第三者委員などの体制やマニュアルが整備されており、申し出から解決までの流れを分かりやすいプリントにして掲示及び配布されています。また、プライバシーに配慮した相談スペースも確保されています。</p>

<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>質の向上委員会を中心に、保育の質の向上に向けて当該第三者評価基準を用いた自己評価に取り組まれています。自己評価で得られた結果を分析し、職員会議に諮りながらマニュアルの充実などに取り組んで来られた形跡もマニュアルや各種記録等により確認することが出来ます。また、自己評価結果をエントランスに掲示するなど、公表にも取り組まれており、園の強みや改善点なども明文化され、職員共有化のもとで改善活動が展開されていることをうかがい知ることができます。今後は、当該第三者評価の定期的な受審と評価結果に基づく継続的な改善活動を期待します。</p> <p>保育マニュアルが整備されており、各場面での対応方法や配慮点、ポイントなどがまとめられています。年齢ごとに作成されている「保育カリキュラム」に基づいた保育が実践されており、定期的な評価と見直しも行われています。</p> <p>基本的な子どもの育ちの記録は、児童票などに記載されています。それらを含む子どもに関する計画や記録についての内容の確認および見直しの指導などは、継続的に主任保育士及び園長が中心となって取り組まれています。また、それら記録等の管理体制については、責任者が定められ、規程に基づく保管、保存、廃棄、開示が行われています。個人情報保護法や守秘義務についても職員への周知が図られており、規程類や同意書、誓約書なども整備されています。子どもに関する情報の流れや分別もフローチャートが整備されており、ケース会議も定期的開催されています。気になる子どもを含め要保護児童など迅速な対応が必要な状況が発生した場合も、速やかに随時のケース会議が開催され、対策の検討が行なわれています。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>保育サービス利用希望者等に対して、ホームページ並びにリーフレット、広報誌により園の理念・方針、概要などが紹介されており、地域のイベントや行事などにおいても相談会や説明会等を実施されています。リーフレットなどは行政機関や園医、スーパー、郵便局、銀行などで誰でも手にすることができます。また、電話での問い合わせや来園者への説明なども行なわれており、見学にも対応されています。</p> <p>利用開始にあたっては、利用手続や理念・方針、保育内容、必要な費用等が記載された園のしおりを用いて、延長保育なども含めた説明が行われています。説明は個別に行われ、わかりやすさや丁寧さに配慮されています。</p> <p>転園や退園、卒園時などにはお便りを渡すようにされており、退園及び卒園後も園行事に招待されたり、相談を受けられたりしています。転園時には、転園先への引継ぎ文書や手順が定められており、保護者の意向を確認した上で保育の継続性に配慮されています。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>入園時の個人面接や児童票により、子どもの身体状況及び家庭環境などが把握され、子どもの身体的・精神的な発育状態を観察した上で、子ども一人ひとりのニーズや課題の抽出に努められています。抽出されたニーズや課題については、職員会議やケース会議において検討され、長期的及び短期的な指導計画の策定に繋がられています。各指導計画は、それぞれの期間に応じて定期的に評価が行われ、保護者の意向等を踏まえた上で見直しに繋がられています。また、状況に応じて柔軟な変更も行われています。</p>
<p>評価対象 A - 1 保育所保育の基本</p>	<p>保育課程は、児童憲章や保育所保育指針の主旨を踏まえて、保育理念・保育方針に基づき編成されており、地域の実態や家庭の状況なども考慮されています。また、最低年に一回は定期的な評価・見直しにも取り組まれています。</p> <p>園舎は新しく、清掃が行き届いており、木の温もりが感じられるつくりになっています。乳児室には床暖房が備え付けられており、ランチルームなども整備され、年齢に応じたトイレ環境も整えられています。壁紙などもこだわられて選定されており、トイレ一つとってもコンセプトを決めて設計されています。所々に職員手作りの木製家具やキッチンセットなどが見られ、温かい雰囲気が感じられます。また、消毒など衛生管理にも努められており、来訪者にも分かりやすいように園内マップなども備えられています。子どもたちは、安心・安全に配慮された空間の中で職員に見守られながら過ごしています。</p> <p>乳児保育については、担当制は採られていないものの保育士等との相性などに配慮しながら保育が行なわれており、授乳時などは抱いて目を合わせて微笑みながら、子どものペースに応じた対応をされている姿が見られます。おむつ交換なども、優しい声かけやスキンシップを図りながら行われており、子ども一人ひとりの個性を見極め、丁寧に対応されていることをうかがい知ることができます。家庭との連携も丁寧に行なわれており、申し送りボードなどを活用したコミュニケーションなど工夫も凝らされています。乳幼児突然死症候群(SIDS)についての対策も、午睡チェック表を用いて行われています。</p> <p>1・2歳児の保育については、自己主張が強くなることを踏まえて、自我の育ちをしっかり受け止めながら関わりを大切にされています。基本的な習慣については、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、無理強いすることなく、できるようになったらほめることを大切にされており、達成感を積み重ねられるよう、注意と見守りに努められていま</p>

	<p>す。子どもの状態や育ちについては、連絡ノートや送迎時・面談時の対話による状況の共有が図られており、家庭との連携にも配慮されていることがうかがえます。</p> <p>3歳以上児になるとルールや約束を守ることを教え、集団活動や自分で考えて行動することができるような保育を心がけられており、当番活動や発表会などにより共同的な活動の中で役割を担うことや、達成感を得る取組にも繋がられています。</p> <p>年長児の保育室には黒板が備え付けられており、就学に向けた環境整備に配慮が見られます。今後の計画として子ども個人個人の机の整備なども検討されています。また、年に一回は、就学先の小学校教諭が保育参観に来られるなどの連携も見られます。そのほか、就学を見通した活動として、職員は小学校との連携により情報を入手し、保護者への情報提供や保護者の不安解消を目的とした就学前の面談などが行われています。また、子どもに関しては、小学生とのふれあい交流や地域行事での交流などの機会が設けられています。</p> <p>子ども一人ひとりを尊重した職員の接し方などについては、保育マニュアルに体罰やふさわしくない呼称などの禁止事項が明示され、園内研修において職員への周知が図られており、職員は丁寧な言葉遣いや対応を心がけられていることもうかがえます。</p> <p>入園時には、子どもや保護者の不安を和らげるために、面接などにより子どもの生育歴や家庭の状況などが把握され、入園当初の保育に活かされています。ならし保育も保護者の仕事の都合などに配慮しながら柔軟に対応されており、おしゃぶりやタオル、ぬいぐるみなど子どもが拠り所としている物の持ち込みにも柔軟な対応が見られます。</p> <p>年齢別活動のほか、異年齢交流や世代間交流、社会体験の中で子どもたちの優しさや思いやりの心を育て、友達と協力して活動できるように支援されています。</p> <p>保育士は、年に2回の自己評価に取組、保育の改善を図りながら質の向上に努められています。また、自己評価結果を集計し、分析した上で保育園としての自己評価に繋がられ、組織として改善すべき事項について検討されており、計画的な改善が図られています。</p>
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<p>会議や研修などで保育マニュアルを含む各種マニュアルの周知が図られており、自己評価を定期的に行うことで、保育を振り返る機会に繋がられています。子どもの発達段階に応じて自主性を尊重し、年齢に応じた言葉遣いや態度などにも配慮がうかがえます。</p> <p>特別に支援を必要とする子どもには、個人目標が設定され、活動への参加が促されており、絵(写真)カードなどを用いた支援にも取り組まれています。また、発達支援センターなどの専門機関から助言を得るなど連携しながら保育に当たられています。</p> <p>長時間保育を利用される子どもには、子どもの生活状況に関するアンケート結果などを参考にしながら、ゆっくりとした気持ちで過ごせるように、心身の状態等に配慮して保育が行なわれており、好きな玩具や絵本など子どもの要望に応じられるよう努められています。</p> <p>子どもの健康管理に関しては、既往症や予防接種の状況などが把握され、登園時の視診や保護者からの情報などにより、日々の健康状態に関する情報も職員全体で共有するよう努められています。マニュアルも整備されており、体調に応じた食事の提供にも柔軟に対応されています。</p> <p>食については、部屋の雰囲気づくりや給食バイキングなど工夫を凝らし、楽しく、美味しい給食の提供を心がけられています。また、毎月会議が開かれ、給食に関する検討が重ねられています。</p> <p>子ども一人ひとりの発達や健康状態は、年2回の健康診断や歯科検診で確認し、結果は書面で保護者に伝え、園内の記録にも反映されています。また、会議などにより職員間での情報の共有化が図られ、歯磨き指導など保育に活かされています。</p> <p>アレルギー疾患やアトピー性皮膚炎など、子どもの状態に合わせて対応されており、食物アレルギーに関しては、主治医の指示のもとに除去食や代替食が提供される仕組みが構築されています。現在、重篤なアレルギー疾患がある子どもは利用させていないとのことですが、配慮の必要性が生じた場合には、複数の職種(保育士・看護師・調理員等)が関わり、保護者との面談やケース会議が開催される仕組みが構築されています。また、マニュアル化も行われています。</p> <p>調理場や水周りなどの衛生管理については、給食衛生委員会が設置されており、給食衛生管理マニュアルに基づいて衛生管理に努められています。また、定期的なマニュアルの見直しにも取り組まれています。</p>

A - 3 保護者に対する支援	<p>年に1回は全園児対象に生活アンケート調査が実施され、家庭での食事の状況が把握されています。また、その結果については、食育活動などに反映されています。給食サンプルの展示も行なわれており、おすすめメニューのレシピなども配布されています。試食会なども実施され、離乳食や偏食などに関する保護者の悩みについても相談に応じられており、食事の大切さを保護者に伝えるよう努められています。</p> <p>子どもの様子などについては、連絡帳や送迎時の対話の中で報告され、家庭との情報の共有化が図られています。当該第三者評価において実施した利用者調査の結果(「困ったことを相談できる職員がいるか。」といった問について80%以上の保護者から肯定的な意見が寄せられています。)からも、職員と保護者の間に信頼関係が築かれていることを読み取ることができます。</p> <p>保護者組織の「みつる会」(名前の由来は発足日“3月26日”にあるとのこと)では、定期的な活動(パーベキューやマグカップ作り、Tシャツ作り、箸作りなど)が行われ、職員も参加して交流を図るよう努められています。</p> <p>虐待に関しては、児童虐待対応マニュアルが整備され、研修にも取り組まれています。関連機関との連携も図られ、虐待が疑われる場合の連絡体制も整備されています。早期発見のためのチェックリストも活用されており、過去に関係機関と連携した経験も持たれています。</p>
-----------------	--

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	62	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
- 1 - (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	①・b・c

- 2 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	①・b・c
	- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	①・b・c
- 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	- 2 - (2) - 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 事業計画が利用者等に周知されている。	①・b・c

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
	- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
	- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	①・b・c

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
	- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	①・b・c

- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c
	- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	①・b・c
	- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
- 2 - (4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	- 2 - (4) - 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	- 3 - (1) - 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
	- 3 - (1) - 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
	- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	①・b・c

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	- 4 - (1) - 利用者地域との関わりを大切にしている。	①・b・c
	- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	①・b・c
	- 4 - (1) - ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	①・b・c
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
	- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
	- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	①・b・c
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	①・b・c

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	①・b・c
- 1 - (2) 利用者満足の向上に務めている。		
	- 1 - (2) - 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	①・b・c
- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c
	- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・b・c
	- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	①・b・c

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・b・c
	- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・b・c
- 2 - (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	- 2 - (2) - 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・b・c
	- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
	- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
	- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・b・c
	- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・b・c
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・b・c
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
	- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c

評価対象

A - 1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 養護と教育の一体的展開		
	A - 1 - (1) - 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a・b・c
	A - 1 - (1) - 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a・b・c

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育		
	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	①・b・c
A - 1 - (3) 職員の資質向上		
	A - 1 - (3) - 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c

A - 2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 生活と発達の連続性		
	A - 2 - (1) - 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
	A - 2 - (1) - 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
	A - 2 - (1) - 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c

A - 2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A - 2 - (2) - 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 食育の取り組みを行っている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c
A - 2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
	A - 2 - (3) - アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
	A - 2 - (3) - 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

A - 3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 家庭との緊密な連携		
	A - 3 - (1) - 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象 ~)	52	1	0
内容評価基準 (評価対象 A 1 ~ A 3)	29	0	0
合 計	81	1	0